

除害施設設置基準

対象物質又は項目		終末処理場を有する公共下水道の使用者		排水区域の使用者	
		第一種水域	第三種水域		
		太平山	臨海		
処理困難物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03		
	シアン化合物	* 0.1	* 0.1		
	有機磷化合物	* 0.5	1		
	鉛及びその化合物	0.1	0.1		
	六価クロム化合物	* 0.2	0.2		
	砒素及びその化合物	0.1	0.1		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003		
	トリクロロエチレン	0.1	0.1		
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1		
	ジクロロメタン	0.2	0.2		
	四塩化炭素	0.02	0.02		
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04		
	1,1-ジクロロエチレン	1	1		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4		
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02		
	チウラム	0.06	0.06		
	シマジン	0.03	0.03		
	チオベンカルブ	0.2	0.2		
	ベンゼン	0.1	0.1		
	セレン及びその化合物	0.1	0.1		
	ほう素化合物	10	230		
	ふっ素及びその化合物	8	15		
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5		
	フェノール類	* 0.5	* 2.0		
	銅及びその化合物	* 1.0	* 2.0		
	亜鉛及びその化合物	2	2		
	鉄及びその化合物	10	10		
	マンガン及びその化合物	10	10		
クロム及びその化合物	2	2			
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L			
処理可能物質	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	600未満		
	浮遊物質質量(SS)	600未満	600未満		
	ノルマルヘキササン抽出物質質量	鉱油	5	5	5
		動植物油	30	30	30
	水素イオン濃度(pH)	5を超え～9未満	5を超え～9未満	5を超え～9未満	
	温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満	
	よう素消費量	220未満	220未満	220未満	

1. 単位はダイオキシン類、pH、温度を除きすべてmg/Lである。

2. * は水質汚濁防止法に基づく秋田県公害防止条例による上乗せ基準である。ただし、業種又は施設により、適用とされない事業場もある。

3. 数値に超え、未満との表示の無いものは全て以下である。